



# みよしの未来をつくる まち・ゆめハンドブック

三次市まち・ゆめ基本条例



 三次市

2018年10月

# まち・ゆめハンドブック

## 目 次

まち・ゆめ基本条例（前文）	.....	P. 02
まちづくりの流れ	.....	P. 03
まち・ゆめ基本条例（条文）	.....	P. 04
まちづくりの基本 3 原則	.....	P. 12
1 協働のまちづくり	.....	P. 13
2 市民参加のまちづくり	.....	P. 15
3 情報の共有と公開	.....	P. 17
補足説明	.....	P. 19
あとがき	.....	P. 22

## 三次市まち・ゆめ基本条例（前文）

私たちは、このまちに住み、歴史を学び、  
明日を語り、夢をはぐくみ続けてきた。  
みんながしあわせに暮らし続けられるまちに  
なつたらいいいなど。  
いろいろな人といろいろなところで、  
いろいろな話を聞いたり、話した。  
そうしたら、これから時代にふさわしい  
まちづくりの仕組みがほしくなった。  
みんなも同じ気持ちだった。  
それでこのきまりが生まれた。  
このきまりは、みんながまちづくりをしていく、  
そのみちしるべとなるものです。



# まちづくりの流れ

みんなで情報を共有して、みんなが合意して、それぞれが役割を自覚し、同じ目的で参加し行動していくことが暮らしやすいまちづくりにつながるを考えます。



こんな事業をする予定だけど、市民の皆さんはどうかな？

三次市



- ・情報発信
- ・協力依頼など



私たちにできることは何かな？

- ・協力者を集める・情報を集めるなど

できないことは相談してみよう！

情報共有・合意・役割分担

## みんなで一緒にやりましょう！！



# 三次市まち・ゆめ基本条例

## 前 文

私たちは、このまちに住み、歴史を学び、明日を語り、夢をはぐくみ続けてきた。

みんながしあわせに暮らし続けられるまちになったらしいなと。

いろいろな人といろいろなところで、いろいろな話を聞いたり、話し合った。

そうしたら、これから時代にふさわしいまちづくりの仕組みがほしくなった。

みんなも同じ気持ちだった。

それでこのきまりが生まれた。

このきまりは、みんながまちづくりをしていく、そのみちしるべとなるものです。

## 第1章 総 則

### 目的 第1条

このきまりは、市民と市議会及び市がお互いに理解を深め、信頼しあう関係をつくり、協働して取り組むまちづくりの考え方と仕組みを定め、自治を実現していくことをめざしています。

### 定 義 第2条

このきまりにおいて、「市民」とは、次のいずれかにあてはまるものをいいます。

- (1) 市内に住所がある人又は住んでいる人
- (2) 市内で働いている人又は学んでいる人
- (3) 市内の地域の人たちで作られた住民自治組織
- (4) 市内に住所がある事業者又はその他まちづくり活動団体

### 位置付け 第3条

このきまりは、まちづくりについて、市民と市議会及び市が共に尊重していく最高の約束です。

2 市議会及び市は、他のきまりや制度をつくったり、改めたり、廃止するときには、このきまりを尊重しなくてはなりません。

## 第2章 まちづくりの理念

### 理 念 第4条

まちづくりは、市民のしあわせをめざして進めるものです。

## 第3章 まちづくりの基本原則

### 基本原則 第5条

まちづくりは、市民と市議会及び市が協働して進め、市民がその成果を受けるものでなくてはなりません。

### まちづくりの目標 第6条

市民と市議会及び市は、次の目標にむけて、まちづくりを行います。

- (1) 共に認めあい、支えあう、温かみと安心感のあるまちづくり
- (2) 自然との共生を図り、安全で快適に暮らせるまちづくり
- (3) 次世代を担う子どもたちが夢と希望を抱き、健やかに成長できるまちづくり
- (4) 歴史と伝統を継承するとともに、学ぶ喜びをもてるまちづくり
- (5) 地域活動が活発で、にぎわいと活力に満ちたまちづくり
- (6) 多様な仕事を興し、地域産業に活力を与え、働く喜びをもてるまちづくり

2 市民と市議会及び市は、まちづくりのために行動する市民を育み、多くの市民が共感できるように努めなければなりません。

## 第4章 参加と協働

### 参 加 第7条

市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参加する権利をもちます。

### 協 動 第8条

市民と市議会及び市は、それぞれの役割と義務や責任に基づき、目的と情報を共有し、信頼しあい、対等な立場で共にまちづくりに取り組むこととします。

## 第5章 情報共有と公開

### 情報共有の原則 第9条

市民と市議会及び市は、市民のしあわせを実現するために情報を共有することとします。

2 市民は、まちづくりに参加するために市議会と市がもっている情報について、知る権利と取得する権利をもちます。

3 市民と市議会及び市は、個人の権利と利益が侵害されることのないよう個人情報の保護に努めなければなりません。

### 情報の公開 第10条

市民と市議会及び市は、まちづくりについての情報は、みんなの共通財産という認

- 識に立ち、速やかに、分かりやすく情報の公開及び提供に努めなくてはなりません。
- 2 市民と市議会及び市は、まちづくりについての情報を集め、整理保存に努めなければなりません。

## 第6章 市民の権利と責務

### ■ 第1節 市民の権利 ■

#### まちづくりに参加する権利 第11条

- 市民は、それぞれの立場から平等にまちづくりに参加する権利をもちます。
- 2 青少年及び子どもは、それぞれの年齢に応じてまちづくりに参加する権利をもちます。

#### 市政へ参加する権利 第12条

市民は、市の考える方針や事業の計画を立てるところから、実施、評価又は改善の各段階において参加する権利をもちます。

### ■ 第2節 市民の責務 ■

#### 市民の責務 第13条

- 市民は、社会全体の利益を考え、まちづくりにおいて自らの発言と行動に責任をもたなければなりません。
- 2 市民は、自ら解決できる問題は自ら解決するように努めなければなりません。
- 3 市民は、地域を守り育てていくため、お互いに助け合わなくてはなりません。
- 4 市民は、地域のまちづくりを担う人材を地域全体で育てなくてはなりません。
- 5 市民は、次の世代へ引き継いでいけるまちづくりに努めなければなりません。

### ■ 第3節 地域自治活動 ■

#### 地域自治活動 第14条

「地域自治活動」とは、市民一人ひとりのしあわせをめざし、さまざまな形や思い、考えで作られた組織、集団等の自主的な活動をいいます。

#### 地域自治活動の役割 第15条

- 地域自治活動は、このきまりに基づいて、広く市民の理解を得るよう努めなければなりません。
- 2 地域自治活動は、地域の人やいろいろなものを活かし、個性的で主体的な活動に努めるものとします。

## ■ 第4節 事業者 ■

### 事業者の役割 第16条

事業者は、市民の一員としての責任を自覚し、このきまりに基づき、協働のまちづくりをするよう努めなければなりません。

## 第7章 市議会の役割と責務

### 市議会の役割 第17条

市議会は、市の意思を決める最高の機関であり、市民の思いや気持ちが反映されるようにしなければなりません。

2 市議会は、市政が適切に運営されているか調査及び監視するとともに、政策提言や立法活動の充実に努めなくてはなりません。

### 情報公開と共有 第18条

市議会は、市議会のもつ情報を積極的に公開し、決定の経過や内容を適切に分かりやすく説明するよう努めなくてはなりません。

2 市議会は、原則として会議を公開し、議論の過程から市民と情報を共有することにより、開かれた市議会の運営に努めなければなりません。

### 議員の責務 第19条

議員は、市民のしあわせをめざし、公正で誠実に仕事を行い、常にまちづくりの検討や調査に努めなくてはなりません。

2 議員は、広く市民との対話や活動を行い、まちづくりの推進に努めなければなりません。

MEMO

## 第8章 市の役割と責務

### ■ 第1節 市長の責務 ■

#### 市長の責務 第20条

- 市長は、市民のしあわせをめざし、公正で誠実に市政を行わなければなりません。
- 2 市長は、効率的に組織を運営し、市民の信頼と期待に応える市職員の育成に努めなければなりません。

### ■ 第2節 市の役割と責務 ■

#### 市の責務 第21条

市は、地方自治の考え方とこのきまりに基づき、協働してまちづくりを進めるため、必要な制度の充実に努め、計画的に事業を行い、市民がしあわせを実感できるよう公正で誠実な市政の運営を行わなければなりません。

#### 市民参加の推進 第22条

市は、まちづくりの活動や事業の計画を立てるところから、実施、評価又は改善の各段階で、市民が幅広く参加できる多様な機会の確保に努めなければなりません。

- 2 市は、市民がまちづくりについて関心をもち、理解を深めることができるよう、広報及び公聴に努めなければなりません。

#### 情報公開及び説明責任 第23条

市は、まちづくりの活動や事業の計画を立てるところから、実施、評価又は改善の各段階で、速やかに情報を公開し、市民に理解されるよう説明に努めなければなりません。

#### 地域自治活動への支援 第24条

市は、地域の課題を解決するための活動に取り組む組織、集団等が、自ら活動できるように人的、財政的支援等をすることができます。

### ■ 第3節 市職員の責務 ■

#### 市職員の責務 第25条

市職員は、このきまりを自覚し、常に公正で誠実、そして能率的に職務を行わなければなりません。

## 市民との協働 第 26 条

市職員は、市民と協働し、まちづくりに積極的に取り組み、まちづくりの推進役として、十分に能力を發揮し、市民があ互いに連携できるよう努めなければなりません。

## ■ 第4節 行政評価 ■

### 行政評価 第 27 条

市は、効率的かつ効果的に市政を運営するため、行政評価を行わなければなりません。

- 2 市は、行政評価の結果を分かりやすく市民に公表し、まちづくりに活かさなければなりません。

## ■ 第5節 住民投票 ■

### 住民投票 第 28 条

市は、住民の暮らしにかかわる重要なことについて、直接住民の意思を確認するため、住民投票の制度を設けることができます。

- 2 住民投票について必要な事項は、別に条例で定める。

## 第9章 連携

### 連携 第 29 条

市議会及び市は、共通する課題を解決するため、他の自治体、国及びその他の機関とあ互いに連携し協力するよう、努めなくてはなりません。

- 2 市民は、さまざまな人々の知恵や意見をまちづくりに活用するよう、努めなくてはなりません。

## 第10章 検討及び見直し

### 検討及び見直し 第 30 条

市は、このきまりができた後、4年を超えない期間ごとに、このきまりがまちづくりにふさわしいものであるか、市民の参加を得て検討し、必要に応じて見直しを行わなければなりません。

MEMO



MEMO



## まちづくりの基本 3 原則

三次市まち・ゆめ基本条例では、まちづくりをしていくうえで柱となる原則を3つ定めました。



## ① 協働のまちづくり

まちづくりの主役は、市民のみなさんです。

「自分たちの地域のことは、自分たちで考え、つくっていく」

ことが基本です。そして

「みんなで力を合わせてまちづくりを行うこと」（＝協働）を

原則としています。

自治のまちを実現するためには、

主役である市民のみなさんがまちづくりに

関わることが不可欠であり、

市民と市議会及び市がそれぞれの役割を果たし、

協力していくことが大切です。

MEMO



## 2 市民参加のまちづくり

すべての市民は、それぞれの立場から平等にまちづくりに参加する権利をもちます。

青少年や子どもたちもそれぞれの年齢に応じて、参加する権利をもち、その意見は市の未来にとって大切なものです。

市政への参加や市民意見を反映する具体的な方法として、

- 地域づくり懇談会、ワークショップの開催、パブリックコメントやアンケートの実施、●委員会や審議会の委員の公募 ●会議の公開
- 政策や事業の提案制度などがあり、三次市はこれらをきちんとやり続けます。

---

地域を良くしていこうとすれば、そこに住む自分たちが主体となって、まちづくりに参加することが大切です。条例では、まちづくりや市政への参加を市民の権利として定めています。

あわせて、参加には責任も伴うことを定めています。

参加は、地域に関心をもつ、問題を見つける、意見を出し話し合う、活動するなど、いろいろな方法や手順で行われます。

市政への参加は、方針や計画を立てるところから、実施・評価の時など、いろいろな段階で行われます。

**MEMO**



### ③ 情報の共有と公開

情報共有と開示の具体的な方法として

- 市ホームページや市広報紙等の活用
- 地域づくり懇談会、出前講座の開催
- テレビやケーブルテレビ等を利用した広報、情報交流の場の提供（※facebook,SNS等）
- 情報公開条例に基づく、市の保有する情報の開示

などがあります。

情報の共有と公開を積極的に行うと同時に、個人の権利と利益を守るため、個人情報保護の配慮も必要です。

みなさんがまちづくりに参加しようと思っても、いつ・どこで・何があるのか、などがわからないと参加できません。

参加するための前提として、「情報を知る」ことが大切です。

情報は市が出すものばかりではなく、市民も持っている情報を出し、お互いが情報を共有することで、協働のまちづくりが始まります。

※SNSとは、個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。

MEMO



# 補足説明

「私たち」と「みんな」	市民と市議会、市の三者のことさします。	P.02
まちづくり	人々が暮らしの中でより良い生活を築いていこうとする「暮らしづくり」そのものが「まちづくり」です。まちづくりとは、道路の整備や景観形成、地域おこしといったものだけでなく、暮らしの中で、それぞれの主体的な活動が実践されていくことをいいます。	P.02~
これからの時代	条例が必要となった背景として、地方分権の流れがあげられます。これまで権限も財源も中央に集中し、その結果、中央に依存した画一的なまちづくりが進められ、地域の特性や多様性を活かすことが難しい状況にありました。2000年（平成12年）4月に地方分権一括法が施行され、国が持つ権限、事務、財源を地方に移譲し、「地域のことは地域で自ら考え、行う」ことが求められるようになりました。また、少子高齢社会や環境問題、多様化する市民ニーズなどへの対応が求められています。一方、自己実現やボランティアとして、社会的課題の解決のため、自主的な市民活動が取り組まれています。こうした状況のなか、これからの時代に合った新しいまちづくりの仕組みを分かりやすく定め、市民と市議会及び市が協働して、まちづくりを進めていく必要があります。	P.02
このきまり	地方自治法等の既存の法令には、市民参加や情報の共有等については触れていません。そのことからも「まち・ゆめ基本条例」で協働のまちづくりの考え方や仕組みを定めることが必要です。	P.02
市 民	まちづくりを進めていくためには、三次市に居住する市民はもとより、市内に通勤、通学する人たち、また住民自治組織や市内の事業者、その他まちづくり活動にかかわる人たちが共に協力して行うことが必要なことから、条例では、第2条において市民の定義を住民のみとせず、幅広く定義しています。	P.04~

まちづくりの主体	条文では、まちづくりの主体を市民と市議会及び市と表現していますが、まちづくりにかかわるすべての人々、例えば、市民個人や住民自治組織、常会、地域活動団体、PTA、NPO、事業者等の団体などがまちづくりの主体であると考えます。それぞれの主体が補完しながら、自治のまちづくりをすすめていく必要があります。	P. 05
協 動	新たな地方分権の時代を迎えるこれからの中では、市民が主体的に自らの地域を創造しなくてはなりません。だれにとっても暮らしやすく、住む喜びを実感できるまちにするためには、自律と対等を基本に、市民と市議会及び市が情報を共有して、相互に補完し、よきパートナーとして、まちづくりを進めていくことが必要になります。	P. 05～
地方自治法に定める市議会の権限	<p>市議会の権限の中で最も重要なのは、議決権です。地方自治法第96条や三次市の条例に定められている事項について、議決権を行使し、市政の意思を決定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議決権（地方自治法第96条の議決事項として、条例の制定・改廃、予算の決定、決算の認定などの15項目）</li> <li>・選挙権（同法第97条、第103条、第182条）</li> <li>・検閲、検査権及び監査請求権（同法第98条）</li> <li>・意見提出権（同法第99条）</li> <li>・調査権（同法第100条）</li> <li>・長の不信任議決権（同法第178条）などがあります。</li> </ul>	P. 07
地方自治法に定める市長の権限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統轄、代表権（地方自治法第147条）</li> <li>・事務の管理及び執行権（同法第148条、第149条）</li> <li>・総合調整権（同法第138条の3第3項、第180条の4、第221条第1項、第238の2）</li> <li>・規則制定権（同法第15条第1項）</li> <li>・事務組織権（同法第155条、第156条、第158条）</li> </ul> <p>などがあります。</p>	P. 08
検討及び見直し	マネジメントサイクルの一つである、PDCAサイクル（計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（action））のプロセスを順に実施し、改善を次の計画に結び付け、らせん状に継続的な業務改善活動などを推進する手法）等を利用し、よりまちづくりにふさわしいきまりになるようにすることです。	P. 09

自治のまちの実現	<p>地方自治の基本原則について、憲法第 92 条では、地方自治に関する事項において「地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」となっています。一般に地方自治の本旨とは、「住民自治」と「団体自治」の二つの意味に理解されます。</p> <p>住民自治とは、その地域の住民が自らまちづくりへ参加することによって、自主的に地域課題を解決していくことをいいます。</p> <p>団体自治とは、地方自治体を国から独立した個別の団体とみなし、地方の事務はその団体に任せ、国と対等に事務を行うことをいいます。</p> <p>この条例では、住民自治と団体自治双方の実現を図る必要があることを定めています。</p>	P.13
ワークショップ	<p>地域にかかわる様々な問題や夢に対応するために、参加者が共同作業を通じて、問題解決のために行う会議をいいます。</p>	P.15
パブリックコメント	<p>市が政策を決めるときに原案等を市民のみなさんに公表し、皆さんから寄せられたご意見等をその案の中に取り入れることができるかどうかを検討し、検討結果とご意見に対する市の考え方を公表していく手続きをいいます。</p>	P.15

## MEMO



## あとがき

みなさん「まち・ゆめ基本条例」の前文を読んでいたときましたか。

この前文は、一個人が発したものではありません。

条例をつくる段階でたくさんの市民の声を聞きました。

100人いれば、100通りの意見や思いがありました。

でも、表現や言い方は違っても、

「しあわせに暮したい、生きていきたい」

という気持ちはみんな一緒でした。

そのためには、市民も市議会も市もお互いを認め、信頼しあい、協力してまちづくりを進めていくという気持ちに高まってきました。

しかし、お互いがどうやってまちづくりを進めていけばいいのかという共通のルールがありませんでした。

そのため、みんなの思いをギュッと集め、今後のまちづくりのあり方やルールを分かりやすくまとめたものが「まち・ゆめ基本条例」です。

この条例（きまり）は、市民がしあわせになるためにあります。

みんなで力を合わせてこそ、しあわせを実現できると考えます。

その「みちしるべ」として、「まち・ゆめ基本条例」があります。



## 三次市 地域振興部 地域振興課

〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号

TEL:0824-62-6395 FAX:0824-62-6235

e-mail:chiiki@city.miyoshi.hiroshima.jp

<http://www.city.miyoshi.hiroshima.jp>